

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、埼玉県指定登録機関の名称の変更の届出があったので、同法第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 変更前の埼玉県指定登録機関の名称  
社団法人埼玉建築士会
- 二 変更後の埼玉県指定登録機関の名称  
一般社団法人埼玉建築士会
- 三 変更の年月日  
平成二十六年四月一日